











議会事務局			編さん番号			
起案	平成 18 年 10 月 6 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 18 年 10 月 20 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
番号	川 収 発 第 号	【施行区分】				
		郵便 ( 普通 速達 書留 配達証明 内容証明 ) 公示 使送 電子メール FAX その他 ( )				
公開・非公開の区分		部分公開	個人情報	無		
非公開(部分公開)とする事由		情報公開条例 第7条 第5号 に該当 (審議、検討、協議に関する情報)				
時 限 非 公 開		解除予定年月日 ( 年 月 )				
件名 議会運営委員会小委員会会議録 (要点筆記) (第11回議会改革小委員会)						
伺い文 別添のとおり報告いたします。						
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	課 長	主 査	起案者 川野 道広
			 局次長 	 課長補佐  	 主任  	
合 議						公印承認
						文書主任
決裁後供覧	意見又は処理方針					

(別紙)

1 件名 議会運営委員会小委員会会議録(要点筆記)

(第11回 議会改革小委員会)

2 日時 平成18年10月 6日(金) 開会 午後 1時59分

閉会 午後 2時52分

3 場所 市議会第1委員会室

4 議題 議会運営に関する検討事項について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本(佳)、金子の各委員

6 オブザーバー 市原議員

7 事務局 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、配島補佐、金子主査、川野主任、川瀬主任

榎本委員長

本日は、お忙しい中ご参集賜り、ありがとうございます。

開 会 午後 1時59分

榎本委員長

それではただ今から、第11回「議会改革小委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の小委員会において、今後の当委員会の進め方については、検討期間が残り少ないことなどから、「4 その他改善すべき課題等」のうち「政務調査費に関すること」に絞り込み協議することをご了承をいただいたところでございます。

それでは、「政務調査費に関すること」について検討して参りたいと存じますが、「政務調査費に関すること」については、前回の小委員会において、本市と他市の使途基準等を比較した資料を作成した上で、検討することといたしました。その資料をお手元に配付してございますので、事務局から説明願います。

森田局次長

それでは説明させていただきます。政務調査費の比較表につきましては、8月21日に開催されました小委員会におきまして、横須賀市、高松市と本市の3市の使途基準マニュアルの比較表を作成することとされましたことから、本日提出させていただきました。

初めに、横書きの「政務調査費使途基準比較表」でございますが、これは、横須賀市、高松市、本市の3市の使途基準の概要と使用内容についての比較表でございます。

また、「政務調査費運用指針比較表」につきましては、横書きの「政務調査費使途基準比較表」の使途内容の主たる経費について比較したものでございます。

これらの比較表は、横須賀市、高松市においては、使途基準の他に使途のマニュアルが作成されており、各市のマニュアルを参考にし、文言をそのまま引用して作成しております。

なお、本市におきましてはマニュアルがございませんので、政務調査費の交付に関する規程の別表「政務調査費の使途の基準」を記載してございます。

政務調査費の交付につきましては、条例・規則で趣旨、交付の対象、使途基準、収支報告書の提出などが定められており、規程作成時には全国市議会議長会による準則を参考にし、定められているところでございます。

使途基準の項目といたしましては、①研究研修費、②調査旅費、③資料作成費、④資料購入費、⑤広報費、⑥広聴費、⑦人件費、⑧事務所費、⑨その他の経費となっております。どこの市におきましても概ね同様の内容となっております。

それでは、それぞれの市の概要について申し上げます。

横須賀市は、新たに作成された「政務調査費運用マニュアル」に基づき、来年の改選後から実施するとのこととあります。

交付対象は、現在会派に対し交付しておりますが、改選後からは会派又は議員個人とし、交付額は139,000円でございます。また、収支報告書には領収書の添付が義務付けられております。

高松市は、交付対象を議員個人とし、交付額は月額100,000円とあります。

収支報告書には、領収書の添付義務はありませんが、用途については「政務調査費の利用基準」を定めているとのことであります。

それでは比較表につきまして説明させていただきます。

初めに、「政務調査費用途基準比較表」についてですが、一番左側に用途基準項目、次に当該用途基準項目の用途概要と内容を記載しております。

内容欄の色づけは、表現は違っていても同じ内容であるとの意味であります。色づけがないものにつきましては、独自でその内容を認めているものでございます。

それでは、研究研修費を例にとり説明させていただきます。

横須賀市は、会議・研究会等の開催費と他団体開催の研究会等への参加費に分けており、会場等使用料、講師謝礼金等、交通費、通信運搬費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、業務等委託料、機材等借上料、備品購入費、受講料等負担金、交通費、宿泊料、保険料、負担金振込手数料が認められております。

高松市では、議員研修会・政務調査会・政策審議会・市政研究会等開催と研修会・研究会への参加に分けており、会場借上料、会場設営費、講師謝金、湯茶代、交通費、宿泊費、通信運搬費、出席者負担金、会費、ガソリン代が認められております。

本市では、会派が研究会、研修会を開催するために必要な、又は会派に所属する議員が、他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費で、会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等が認められております。

用途基準項目の調査旅費からその他の経費につきましても、記載のとおりでございます。

続きまして、「政務調査費運用指針比較表」について説明いたします。

運用指針の全体としては、横須賀市では実費弁償が原則で、支出できない経費としては、①交際費的な経費、②政党本来の活動に関する経費、③選挙活動に関する経費、④議員個人に支給する経費、⑤議員個人の秘書的職員の人件費、⑥その他適当でない経費としており、高松市では、全ての支出項目について、1項目あたりの支出限度額は、年間交付額の50パーセントとすとなっております。

次に、交通費については、横須賀市では、公共交通機関使用の場合の実費相当分、自家用車を使用の場合には、走行距離1キロメートル当たり37円を乗じて得た額で、レンタカー等経費が明らかである場合に限り実費支給となっております。

高松市では、タクシー代及び乗用車を利用した場合の有料道路通行料も対象であり、自家用車を使用した場合のガソリン代は概ね半分としております。

次に、宿泊料については、横須賀市は実費相当額とし、1泊2食等で料金設定されている場合は、宿泊料に食事代を含むとし、高松市では、朝食代等宿泊費と併せて処理される食費はこれを含むとしており、両市ともほぼ同様の内容と言えます。

次に、会費についてであります。横須賀市は、他団体が主催する意見交換会等の参加費、懇談会は、調査研究活動にかなうもの、意見交換を目的とした会合に付随したもので、金額が明示され、金額が社会通念上妥当であれば支出は可能としておりますが、飲食を主目的とする会合の会費は支出不可としております。

支出できない事例としては、個人の立場で加入している団体等、政党の党費、党大会参加費、議会内の親睦団体、他の議員の後援会・祝賀会、宗教団体、冠婚葬祭、親睦又は飲食を目的とする会合とされております。高松市では、特に記載はございません。

続きまして、No. 2に移りまして、食糧費であります。横須賀市では支出できるものとして、①公職選挙法の制限に抵触しないこと、②社会通念上妥当な範囲であること、③食糧費の支出自体が調査研究活動としての会議等との一体性があることとしております。

支出できる事例としては、①調査研究活動として開催する昼食等の経費、②調査研究活動として開催する会合における湯茶、茶菓子等の経費としております。

また、支出できない事例としては、①会派や議員間での懇談、懇親を目的とした会、②飲食を伴う会合となっております。なお、高松市では、特に記載はございません。

次に、事務所費についてであります。①設置目的が調査研究活動であること、②現に調査研究活動に使用されていること、③会派として交付を受けている場合は、所属会派議員として賃貸借契約がされていること、④事務所設置届が、議長あて提出されていることとなっております。

事務所費として支出できない事例としては、①政党活動、選挙活動用の事務所経費、②家族、親族が所有する事務所の賃貸料としております。

ただし、事務所を後援会又は政治団体と共有する場合は、契約を分離することが望ましいが、分離困難な場合は、実際に調査研究活動に充てられる割合に応じて按分することになっており、按分の上限は2分の1としております。

高松市では、議員が専用の事務所を設置した場合に限り支出できるとしております。なお、政党・市民団体等の事務所内に設置したり、自宅・会社事務所等と兼用する場合には支出できないとしております。ただし、個人事務所として使用する部分が壁で明確に仕切られている時は、その該当部分に要した費用に対しては支出可能としております。

次に、備品費・消耗品費についてであります。横須賀市では、①調査研究のため直接必要であること、②購入額が社会通念上妥当な範囲を超えないこととしており、支出できない事例としましては、①絵画等の美術、装飾品、②政党活動、選挙活動に使用する資料となっております。

高松市では、備品購入は机・椅子等に限り支出できるとしており、コピー、パソコン、ファクシミリ等の事務用機器は賃借を原則としております。

次に、No. 3に移りまして、人件費についてであります。横須賀市は、調査研究活動の補助事務のために雇用した職員が対象であり、雇用契約書等の写しを報告書に添付することになっております。なお、調査活動と他の活動を兼務する職員の人件費はその割合に応じて按分するとし、按分の上限は2分の1としております。なお、支出できない事例としましては、家族や親族の雇用にかかる経費となっております。

高松市では、議員と生計を一にする者には支出できないとし、支出日、金額、相手方の住所・氏名及び支出理由を記載した書類の提出が必要となっております。

次に、通信費についてであります。横須賀市では、携帯電話については、通常使用している携帯電話と別に所有し、携帯電話使用届が議長に提出されているものについては支出可能となっております。

高松市では、通信費の支出は、利用額の概ね半額程度を認めております。

最後に、その他の経費についてであります。横須賀市では、政務調査費で購入した備品の修繕や処分にかかる経費を認めております。高松市では、特に事例はありませんが、この項目の経費は、支出した金額毎に、具体的な内容を報告しなければ



ばならないとなっております。

以上が比較表の説明でございますが、横須賀市では、このほか会計処理として、①会計帳簿等の整理保管、②証拠書類の整備、③政務調査費の返還、及び、収支報告書として、①収支報告書の作成、②議長の調査など、章を別立てにしてマニュアルに記載しております。

なお、本市におきましては、交通費及び宿泊料につきましては、「川口市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」第5条の規定を準用した額を基準としております。

また、食糧費につきましては、社会通念上認められる範囲としております。

以上でございます。

榎本委員長

ただいま、事務局から説明がありましたが、その後の各会派の検討状況も含め、何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

■■■■さんいかがでしょうか。

先日、横須賀市に視察に行き、議会運営委員会の視察で高松市に行くこととなっているが、その2市と本市を比較した説明があった。

横須賀市の基準は、使えるもの、使えないものがはっきりとしており、逆に高松市の基準は大まかな分け方で、議員に任せるというものである。

横須賀市では現在会派に対しての支給であるが、マニュアルを実施する際は、個人支給も加えるとのことであり、高松市においても議員個人へ支給しており、マニュアルを作成し、それに沿った運用を行う際には、現在の会派への支給から、議員個人への支給となるのかという感じがしている。

具体的な基準等については、会派で検討はしているが、結論は出ていない。本日資料も含め持ち帰り、引き続き研究したい。

しかし、検討するにあたって、各会派ごとに政務調査費の運用に関するたたき台が出てこないと話が詰まっていけないのではないかと。各会派で話を詰めてから、それを持ち寄って話をすることにしてはどうか。経理責任者との話では、早急に考えなければならない問題との認識で一致しており、例えば、■■■■案、■■■■案など持ち寄って、その中で詰めていってはどうか。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

横須賀市の視察の結果については、会派で打合せをしたが、色々な課題が出てくる。領収書の問題、使途について等々、様々な意見が出たが、具体的に示すものが出ずに、難しい問題であると改めて認識している。

オンブズマンの要求もかなり細かくシビアなものが出されている。

各会派の案を持ち寄るといった意見があったが、会派として決まらないうちに案が出ると、それが一人歩きしてしまうのではないかと危惧もある。

大まかな流れとしては、領収書添付の問題、金額、会派支給か個人支給かなどの検討であろうと考えているが、細かな項目について、実際にどのように使うのかという点については、皆様と協議し、足並みを揃えていきたい。引き続き、各会派と打ち合わせながら検討していきたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

結論から言うと、■■■■さんと同じである。

会派内の議論としては、まず、調査研究費から政務調査費となった訳であるが、政務とは何か。社会的には変化するものであるが、それぞれのマニュアル等を見ると、現在は調査研究費から政務調査費に変更していく、過渡的な段階ではないのかとの議論や、議員活動を考えると、ある意味24時間態勢の要素があり、行政との橋渡しなどもある。また、様々な相談事も政務のきっかけと考えた場合、これらを政務調査費の中で見ると、中間的なものなのかなという議論の中で、横須賀市や高松市のマニュアルを見ると、中間的なものなのかなという解釈である。

より具体的には、ここで議論してはどうかということであるが、中々良い案が出てこない。

政党活動と政務が分けられないものもある。議員として個人で判断して行く場合もある。そういう場合の交通費や食事などを認めるのか、否か。

また、事務所費についても、例えば、会派の事務所として月100万円の支出が認められるのか。やはり、限度が必要なのではないかなどの議論もあった。

さらに、事務員などについては、公私混同しないという意味で、身内はだめであるが、身内が一番信用できる。事務所を借りるより、自宅の一部を使用するほうが効率的と言うこともできる等々、様々な議論があった。

現在、川口市の基準が無い訳ではない。漠としてはいるが基準はある。

会派の結論としては、小委員会の議論に任せるということである。ここでの話を会派に持ち帰り、さらに小委員会で検討すればよい。横須賀市や高松市が全てではないということもある。

それぞれの会派、議員それぞれの活動に介入することなく、どうしたら良いかを考えていかなければならない。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

透明性のある、いつでも開示できる政務調査費の使い方をしなければならない。横須賀市、高松市それぞれ特徴が出ていると思う。きちっとした使い方のマニュアルは必要であるが、最初から完璧なものを作るのは難しいことから、運用していく中で、検討を重ねていけば良いのではないか。

会派の中でも、個人支給か会派支給かとの議論が出たが、いずれにしても、議員個人個人の責任において使うべきとの意見などあり、まとめるにはもう少し議論したい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

視察の内容について細かな部分までは議論をしていないが、印象として、オンブズマンからの圧力で検討を始めたのではなく、議員からの、政務調査費の使途を広げたいというところから研究が始まっているという点が、興味深いところである。

政務調査費は議員活動を充実するための資金という観点から検討するのは大事である。その中で、横須賀市は月13万9,000円であり、正確に運用するとこれ以上は難しいということであろう。秘匿性のあるものが必要であれば、報酬として

支給するという考えもある。

追及されるからということではなく、1つ1つの項目をどう使うかという議論が必要ではないのか。

榎本委員長

この場において、今後さらに議論を深めていくという点では一致している。

■■■■さんから、各会派から案を提示していただき検討するとの提案がありましたが、これについて、各会派いかがでしょうか。

この場で、マニュアルを作るための議論をすることはいいが、たたき台がないと話が進まないという考えから、案を持ち寄るとの提案をした。

何か、1つあれば、それをもとに細かい点を詰めていくことができる。個人支給か会派支給か、金額も含めて項目ごとに意見を出せる。しかし、たたき台がないと話が詰められないのではないのか。

■■■■は20人おり、様々な意見が出る。経理責任者も苦勞している。責任が明確になった場合に、やり切れるのかなどの意見が出ている。

たたき台を出して、その上で皆様と話を詰めていきたい。

榎本委員長

次回の小委員会まで1か月ほどあります。各会派に持ち帰って議論していただき、まとまった会派は出していただきこの場で議論し、その後も、まとまった会派は順次出していただき検討していくということでいかがでしょうか。

■■■■さんいかがでしょうか。

できれば、川口市としてのたたき台を事務局で作っていただき、それに対する各会派の意見を集約していくという方法が良いのではないのか。

各会派で案を作るというのは中々難しいのではないのか。市としてのものを作り、項目毎に1つ1つ潰していくという方がまとまるのではないのか。各会派で作ると、項目があったり、なかったり、違っていたりということがあり問題が出るのではないのか。

榎本委員長

■■■■さんの提案は、各会派からということでしたが、ただいまの提案についてはいかがでしょうか。

もちろんやぶさかではない。各会派で案を作るのは大変な作業であるという認識はあった。市としてのたたき台ができるのであれば、それを基に詰めるということで問題ない。提案の趣旨としては、何か基になるものがなければ進まないのではないのかというものである。

榎本委員長

事務局いかがでしょうか。

森田局次長

事務局サイドとしては、横須賀市、高松市を基にしたマニュアルを作成することは可能ですが、あくまで事務局案となってしまうため、できれば、各会派で出されたものを事務局にて精査して出すという形が良いのではないのでしょうか。

事務局案としては、他と似たようなものになってしまうので、その前に各会派から提示していただいた方が良いのではないかと考えております。



使途基準を決めなければ、マニュアルまでいかない。

川口市は、今のところ使途基準はある。他市のものと比べて、名称は違っても同じ内容の項目がたくさんある。これらに加えて、他と異なった項目や新しい項目をピックアップして入れ込めば、それが新しい基準になるのではないか。

例えば、交通費1つとっても、横須賀市は走行距離1キロメートルあたり37円、高松市は利用額の概ね半分と、これだけの違いがある。たたき台が1つないと議論が進まないのではないか。

榎本委員長

の提案は、事務局案を出した上で各会派で確認し、会派の意見を入れて検討するというもので、ただいまの事務局の意見とは反対の内容であります。

委員長としても、案を作ってください、それに各会派の意見を入れ、修正するというイメージの方が検討しやすいと考えるが、事務局どうか。

森田局次長

では、そのような方向で、次回までに事務局案を作成し、提出させていただきます。

事務局案という話になっているが、今まで政務調査費を使ってきている訳であるから、使途についての基本的な考え方、使い方があると考える。これを1つのたたき台にしたいという趣旨である。

政務調査費のことだから、議員が自ら考えるべきとの思いもあるだろう。

事務局で作った案を委員長が目を通して、委員長試案ということでこの場に出してはどうか。

共同作業とするためには骨子が必要である。事務局骨子に委員長が目を通し、委員長試案とすることでどうか。

榎本委員長

これまでの使途基準を出すという提案であったが、委員長試案ということであれば、改善した部分を入れ込んだ素案を出すという認識で良いのか。

運営面も考えて、そのような形が必要ではないか。具体的なものを事務局に出していただき、それに委員長が目を通して、委員長試案とするという提案である。

先ほど、各会派と申し上げたのは、事務局案という形で出されると、決定したもののよう受け取れてしまうこともあり各会派と言ったが、委員長試案というのは良い考えであると思う。

榎本委員長

では、ただいまの協議につきまして、いかがでしょうか。

— 各会派了承 —

榎本委員長

それでは、ただいまの協議のとおり決定させていただきます。

最後に、次回の日程につきましては、11月10日（金）、午後2時から、第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

事務局何かございますか。

森田局次長

それでは素案を作り、委員長に提出させていただきます。

榎本委員長

それでは、以上をもちまして、第11回「議会改革小委員会」を閉会いたします。  
本日は、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時52分